

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成29年8月12日 18時00分ごろ
発生場所	関門港門司区 門司第2船だまり防波堤南灯台から真方位247° 450m付近 (概位 北緯33° 57.2′ 東経130° 57.5′)
事故の概要	巡視艇もじかぜは、航行中、機関室から火災が発生した。
事故調査の経過	平成29年8月14日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	巡視艇 もじかぜ、24トン
船舶番号、船舶所有者等	133843、国土交通省
乗組員等に関する情報	機関長、三級（機関）
負傷者	なし
損傷	後部甲板、右舷主機操縦装置のワイヤ等に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、しょう戒業務を終え、関門港門司区の専用棧橋に向けて航行していた。</p> <p>船長は、異臭に気付いて機関長を操舵室後方の機関室の点検に向かわせ、機関室の火災を認めた機関長から報告を受け、両舷主機を中立運転とした。</p> <p>機関長は、煙が充満している機関室への入室は危険だと判断し、機関室ファンを停止し、甲板を水で冷却しながら、火災により一部溶損した甲板から出てくる煙の状況を見守った。</p> <p>本船は、出火から数分後、自動拡散型液体消火器が作動して鎮火した。</p> <p>本船は、本事故後、機関長が、機関室を点検したところ、右舷主機上部船尾寄りに設置されていた燃料2次フィルタ（以下「本件フィルタ」という。）のケーシングに亀裂を発見し、亀裂に向かい合う右舷主機の右舷側排気管カバーに燃料が飛んだ形跡を認め、本件フィルタのケーシングに発生した亀裂から噴出した燃料が、右舷主機右舷排気管カバーに接触し、同排気管の断熱材に浸みこんだ後に過熱されて発火したものと判明した。</p> <p>本件フィルタのケーシングに認められた亀裂は、本件フィルタに認められた凹損部の縁に発生していた。</p> <p>本件フィルタは、交換後約10時間使われていた。</p>
分析	本船は、航行中、本件フィルタのケーシングに亀裂が生じたことか

	<p>ら、同亀裂から噴出した燃料が、右舷主機の右舷側排気管カバーに接触し、同排気管の断熱材に浸みこんだ後に過熱されて発火し、周囲の可燃物に燃え広がったものと考えられる。</p> <p>本件フィルタは、ケーシングに認められた亀裂が凹損部の縁に発生しており、凹損により同亀裂が生じた可能性があると考えられるが、交換後約10時間使用されていたことから、凹損発生から同亀裂に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、航行中、本件フィルタのケーシングに亀裂が生じたため、同亀裂から噴出した燃料が、右舷主機の右舷側排気管カバーに接触し、同排気管の断熱材に浸みこんだ後に過熱されて発火し、周囲の可燃物に燃え広がったものと考えられる。</p>